

消防消第 163 号  
消防救第 130 号  
令和 2 年 5 月 27 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長  
(公 印 省 略)  
消防庁救急企画室長  
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」  
の一部改正について

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和 2 年 2 月 4 日付け消防消第 26 号消防庁消防・救急課長、消防救第 32 号消防庁救急企画室長通知）（以下「2 月 4 日付け消防庁通知」という。）等により、的確な対応をお願いしているところです。

こうした中、今般、厚生労働省より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 5 月 13 日付け健感発 0513 第 4 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（別添）が発出され、新型コロナウイルス感染症に関する現時点の知見等に鑑み、同通知における新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の要件等が一部改正されました。

これに伴い、同日付けで 2 月 4 日付け消防庁通知を下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、下記の事項を御了知いただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、厚生労働省と協議済みであるとともに、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 2月4日付け消防庁通知の改正について  
令和2年5月13日付けで2月4日付け消防庁通知を別紙「新旧対照表」  
のとおり改正。
- 2 その他  
参考として、改正後の2月4日付け消防庁通知を添付する。

以上

**【問合せ先】**

消防庁救急企画室

小谷救急専門官、伊藤理事官、増田係長、富樫主査

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7532

「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(令和2年2月4日付け消防消第26号消防庁消防・救急課長、消防救第32号消防庁救急企画室長通知)

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新 記	旧 記
<p>1 (略)</p> <p>2 消防機関における傷病者への対応の具体的手順について 救急業務の実施に当たっては、保健所等との連絡体制を確保した上で、傷病者に対して以下のとおり対応することを基本とされたい。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者(※)であることが判明した場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと。(新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者は保健所等の医師の判断に基づき新型コロナウイルスの疑似症患者として取り扱われる可能性があり、疑似症患者として取り扱われる場合は保健所等により感染症指定医療機関への移送等の措置がとられるものであること。)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p><b>【感染が疑われる患者の要件】</b> 患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 消防機関における傷病者への対応の具体的手順について 救急業務の実施に当たっては、保健所等との連絡体制を確保した上で、傷病者に対して以下のとおり対応することを基本とされたい。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者(※)であることが判明した場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと。(新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者は保健所等の医師の判断に基づき新型コロナウイルスの疑似症患者として取り扱われる可能性があり、疑似症患者として取り扱われる場合は保健所等により感染症指定医療機関への移送等の措置がとられるものであること。)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p><b>【感染が疑われる患者の要件】</b> 患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。<u>ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。</u></p>

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ（略）

オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの

・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）

・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる

・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※（略）

3（略）

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ（略）

（新設）

※（略）

3（略）

消防消第 26 号  
消防救第 32 号  
令和 2 年 2 月 4 日

改正 令和 2 年 5 月 27 日消防消第 163 号消防救第 130 号

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長  
(公 印 省 略)  
消防庁救急企画室長  
(公 印 省 略)

#### 新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について

平素より、救急業務の推進につきまして御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生については、先般、消防庁において、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和 2 年 2 月 1 日付け消防消第 24 号消防庁消防・救急課長、消防救第 28 号消防庁救急企画室長通知。以下、「2 月 1 日通知」という。）により、消防機関における当面の間の具体的な対応を定めたところです。今般、厚生労働省より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 3 日付け健感発 0203 第 2 号）（別添 1）が発出され、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の要件等が示されました。

これに伴い、2 月 1 日通知を廃止し、消防機関における具体的な対応については、下記のとおりとします。

貴職におかれましては、下記の内容に十分に御留意いただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、厚生労働省と協議済みであるとともに、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 消防機関の救急業務と新型コロナウイルス感染症患者との関わり

「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」（令和2年政令第11号）施行後は、新型コロナウイルス感染症について、感染症法の準用がなされ、都道府県知事が入院を勧告した患者（疑似症を含む。）又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長又は区長）が行う業務とされている。

しかしながら、傷病者を搬送後、その傷病者が新型コロナウイルス感染症に感染していたと判明する場合もありうることから、下記2（4）に留意するとともに、地域における搬送体制の確保の観点から、消防機関としても、あらかじめ保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築に協力されたい。

特に、今般、厚生労働省から消防庁に対して、保健所等が行う新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症患者を含む。以下同じ。）の移送について消防機関に対する協力の要請があったことから、「エボラ出血熱患者の移送に係る保健所等に対する消防機関の協力について」（平成26年11月28日付け消防救第198号消防庁救急企画室長通知）（別添2）に準じて、感染症患者の移送について消防機関と保健所等との間で協定等を締結している場合には、その内容に従って移送に協力を行うとともに、協定等を締結していない場合にあっても、当該通知別紙の記1及び2の内容について十分に留意しつつ、保健所等と事前に十分な協議を行った上で、移送に協力されたい。

### 2 消防機関における傷病者への対応の具体的手順について

救急業務の実施に当たっては、保健所等との連絡体制を確保した上で、傷病者に対して以下のとおり対応することを基本とされたい。

- (1) 全ての傷病者に対して、標準感染予防策（「感染症の患者の移送手引き」（別添3）を参照）を徹底すること。
- (2) 救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者（※）であることが判明した場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと。（新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者は保健所等の医師の判断に基づき新型コロナウイルスの疑似症患者として取り扱われる可能性があり、疑似症患者として取り扱われる場合は保健所等により感染症指定医療機関への移送等の措置がとられるものであること。）。
- (3) 救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者と確認できなかった場合でも、現場到着時に上記に該当する患者又は傷病者と確認した場合には、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと。

- (4) 傷病者を搬送後、当該傷病者が新型コロナウイルス感染症の患者と判明した場合には、保健所等から助言を得ながら、対応に当たった救急隊員の健康管理及び救急車の消毒等を徹底すること。

※ 「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者」の要件は、今般、厚生労働省より示された「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7 指定感染症 1(4)を参考として判断されたい(別添1の別添を参照)。

**【感染が疑われる患者の要件】**

患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。

ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であつて、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であつて、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

### 3 消防庁救急企画室への報告について

各消防本部において、2（2）～（4）のような事案に対応した場合には、直ちに消防庁救急企画室（夜間・休日においては宿直室（TEL：[REDACTED]、FAX：[REDACTED]））に報告されたい。その際、「火災・災害等即報要領」第3号様式（別添4）を使用し、次の項目にも留意し記載すること。

- （1）時系列（入電から帰署まで）
- （2）出動隊員の感染防止状況
- （3）保健所等との関わり
- （4）搬送後の消毒状況
- （5）搬送後の出動隊員の状況

以上

#### 【問合せ先】

消防庁救急企画室

小谷救急専門官、増田係長、新井主査

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7532

健感発0513第4号  
令和2年5月13日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（公印省略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項  
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日付け健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する現時点の知見及び検査方法の開発状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症について別紙のとおり改正することとしました。当該改正の概要等については、下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の改正概要

(ア) (2) 臨床的特徴等について、症状等について5月13日時点の知見に基づき改正した。

(イ) (3) 届出基準について、

- ① 検査方法に「迅速診断キットによる病原体の抗原の検出」及び検査材料に「鼻咽頭拭い液」を追加した。
- ② 分離・同定による病原体の検出及び検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出の検査材料について、現時点における知見を踏まえ、病原体や病原体の遺伝子の検出頻度の高い検体を明記した。

なお、実際に新型コロナウイルス感染を疑う患者等に対する核酸増幅法にお

いて使用する検体については、引き続き、国立感染症研究所が作成している「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」で示されている「検体送付の優先順位」に従って実施されたい。

(参考) 国立感染症研究所 2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2518-lab/9325-manual.html>

(ウ) (4) 感染が疑われる患者の要件のうち、「WHOの公表内容から」については、流行の実態を迅速かつ柔軟に反映させるため、WHOの公表内容に限らず、「新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」を示すため修正をした。

(エ) (4) 感染が疑われる患者の要件として、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について」(令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「2月27日事務連絡」という。)別紙において「1 検査対象者」となる場合を、新たに追加した。

## 2 適用日等

令和2年5月13日より適用する。

## 3 その他

(ア) 届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の改正により、別段の定めが必要な場合については、別途通知等によりお知らせする。

(イ) 2月27日事務連絡は本日をもって廃止する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後	現行
<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨床的特徴等(2020年5月13日時点)</p> <p>現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生が<u>みられ</u>、世界的に感染地域が拡大している。</p> <p>臨床的な特徴としては、潜伏期間は<u>1～14日(通常5～6日)</u>である。<u>主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。</u>一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部 X 線写真、胸部 CT などで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。</p> <p>(3) 届出基準</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 感染症死亡疑い者の死体 (略)</p>	<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 臨床的特徴等(2020年2月2日時点)</p> <p>現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生が<u>みられており</u>、世界的に感染地域が拡大している。</p> <p>臨床的な特徴としては、潜伏期間は<u>2～10日</u>であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が<u>出現する</u>。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部 X 線写真、胸部 CT などで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。</p> <p>(3) 届出基準</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 感染症死亡疑い者の死体 (略)</p>

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、 <u>その他検査方法に適する材料</u>
検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液

#### (4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。

ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ (略)

オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、 <u>気道</u> 吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

#### (4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ (略)

(新設)

した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる

： 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※(略)

別記様式1～5 (略)

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届	
都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。	
届出年月日 令和 年 月 日	届出の氏名
（署名又は記名押印のこと）	
届出する病院・診療所の名称	
上記病院・診療所の所在地(※)	
電話番号(※)	
（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）	
1 診断（検査）した者（死体の類型）	① 患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体
2 当該者氏名	3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(※)は月齢 6 当該者職業
7 当該者住所	電話( )
8 当該者所在地	電話( )
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話( )
11 症 状	12 診断方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱 ・咳 ・咽以外の急性呼吸器症状</li> <li>肺炎像 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸器症候群</li> <li>多臓器不全 ・全身倦怠感 ・頭痛 ・嘔気/嘔吐</li> <li>下痢 ・結膜炎 ・嗅覚 ・味覚障害</li> <li>その他 ( )</li> <li>なし ( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検体から核酸増幅法 (PCR法 LAMP法など) による病原体遺伝子の検出</li> <li>検体：喀痰、気管吸引液、肺動脈洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻拭い液、鼻咽喉拭い液、便、唾液、副検材料、その他 ( )</li> <li>検体採取日 ( 月 日 )</li> <li>結果 ( 陽性・陰性 )</li> </ul>
13 初診年月日	令和 年 月 日
14 診断（検査）年月日	令和 年 月 日
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日
16 発病年月日 (*)	令和 年 月 日
17 死亡年月日 (※)	令和 年 月 日
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。	

この届出は診断後速速に行ってください

※(略)

別記様式1～5 (略)

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届	
都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。	
届出年月日 令和 年 月 日	届出の氏名
（署名又は記名押印のこと）	
届出する病院・診療所の名称	
上記病院・診療所の所在地(※)	
電話番号(※)	
（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）	
1 診断（検査）した者（死体の類型）	① 患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体
2 当該者氏名	3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(※)は月齢 6 当該者職業
7 当該者住所	電話( )
8 当該者所在地	電話( )
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話( )
11 症 状	12 診断方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱 ・咳 ・咽以外の急性呼吸器症状</li> <li>重篤な肺炎 ・急性呼吸器症候群</li> <li>その他 ( )</li> <li>なし ( )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検体から核酸増幅法による病原体遺伝子の検出</li> <li>検体：喀痰、気管吸引液、肺動脈洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻拭い液、副検材料、その他 ( )</li> <li>検体採取日 ( 月 日 )</li> <li>結果 ( 陽性・陰性 )</li> </ul>
13 初診年月日	令和 年 月 日
14 診断（検査）年月日	令和 年 月 日
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日
16 発病年月日 (*)	令和 年 月 日
17 死亡年月日 (※)	令和 年 月 日
11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。	

この届出は診断後速速に行ってください